

建設副産物リサイクル広報推進会議の活動

官民の協同による建設リサイクル推進の取組み

新妻 弘章

建設事業では膨大な資源が投入されるが、建設副産物のリサイクルや適正処理に対する取組みが十分でなかったため、建設事業に関わる発注者、設計者、受注者、建設廃棄物処理業者など、官民一体となった建設副産物リサイクル広報推進会議が組織された。建設副産物リサイクル広報推進会議では、リデュース・リユース・リサイクル推進月間（10月）を中心に広報ポスター、小冊子の作成、技術発表会・展示会の開催など、全国各地で多彩な活動を実施している。その活動内容を紹介する。

キーワード：建設副産物、リサイクル、広報推進会議、建設廃棄物、発生抑制、普及啓発

1. はじめに

建設副産物リサイクル広報推進会議（以下「広報推進会議」という）が組織されて、間もなく20年を迎えようとしている。広報推進会議は、北海道から沖縄までの各地方ブロック毎に国土交通省や県、政令市などを中心として構成されている各地方建設副産物対策連絡協議会と(社)日本建設業団体連合会、(社)日本建設機械化協会など建設事業に関係の深い業団体、建設廃棄物協同組合等の建設廃棄物処理関連の団体が一体となって建設副産物のリサイクルに関する普及啓発活動を推進するために設置された団体である。本稿では、広報推進会議の設立経緯、活動の状況、今後の取り組むべき課題等について記す。

2. 広報推進会議の設立の背景

平成になってから、廃棄物の処理および清掃に関する法律の改正がたびたび実施されているが、平成3年の改正前には、(社)日本建設業団体連合会や(社)日本土木工業協会などから、当時多発していた建設廃棄物の不法投棄や残土処分の不適切な実情に対して、公共工事に支障をきたす懸念を抱き、当時の建設省に、今後の取組みを明示して欲しい旨の申し入れを行った。これを受け、建設省では、大臣官房技術調査室、経済局建設業課および事業調整官室が中心となって、学界、業界、行政機関の委員で構成される「総合的建設廃棄物対策研究会」を平成2年9月に設立し、建設リサイクルの推進に向けた、さまざまな検討を進めた。その報告が平成4年6月に発表されている。

この報告書の中には、建設廃棄物対策に関する推進方針が示されている。この推進方針は、現在でも十分に通用するリサイクル推進の基本的な事が示されているので、以下に紹介する。

- ①建設廃棄物の発生抑制、分別の徹底
 - 1) 廃棄物の発生抑制を考慮した建設資材の使用、建設工法の採用
 - 2) 建設業者における分別の徹底について指導
- ②公共事業等における再生利用の推進
 - 1) 公共事業において積極的活用をはかり、先導的役割をはたす。
 - 2) コンクリートがら
 - ・既存指針等の周知徹底
 - ・公共事業において再生材の積極的活用
- ③建設汚泥
 - ・現場内および他工事への流用
- ④その他
 - ・アスファルトがら、建設木くず等についてさらに再生利用の推進
- ⑤混合廃棄物の選別・再生利用の推進
 - 1) 「建設資材再生工場プロジェクト」の具体化検討
- ⑥情報交換システムの整備
 - 1) 発注者等の間で需給調整円滑化等のための情報交換システムの検討
- ⑦技術開発の促進
 - 1) 減量化・発生の抑制等のための技術開発
 - 2) 高度な再生利用のための技術開発
 - ・コンクリートがらのコンクリート骨材等としての再生利用等

⑥処理・処分場の立地，整備への支援

- 1) 税制等による支援策やモデル事業に対する支援策を検討

⑦施工条件の明示と積算の適正化の推進

- 1) 建設廃棄物の処理方法等の施行条件の明示と積算の適正化

⑧処理体制の充実等の推進

- 1) 技術検定制度の強化
- 2) 再生材の品質管理のありかたの検討

⑨不法投棄等の防止対策

- 1) 「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」の見直し

⑩建設廃棄物対策調査

- 1) 「総合的建設廃棄物対策研究会」において調査研究

⑪建設廃棄物対策の推進体制の整備

- 1) 省内に「建設省建設廃棄物対策連絡協議会」を設置
- 2) 建設業者団体との連携のため「建設廃棄物対策懇談会」を設置
- 3) 大都市圏を中心に公共事業発注者等による「地方連絡協議会」を設置

これらの推進方針が実行され，さらには時流に即した施策等が示され，現在に至っている。上記の⑪建設廃棄物対策の推進体制の整備のなかで，広報推進会議の設立に至った。

設立当初の会員数は，21であったが，現在では36まで増え，建設分野でのリサイクル推進を目的とした，最大の組織となっている。

広報推進会議の目的と活動は，規約の中で定められているので，紹介する。

（目的）

広報推進会議は，建設工事の円滑な施工と資源の有効利用，廃棄物の発生抑制及び生活環境の保全を図るため，建設副産物のリサイクル（「発生抑制」「再使用」「再生利用」及び「適正処理」を含む。）の推進に関する啓発普及のための広報活動および建設リサイクルの推進に関連する活動を構成機関が連携して計画的かつ効率的に実施することを目的とする。

（活動）

広報推進会議は，前条の目的を達成するため，以下の活動を行う。

- ①建設副産物のリサイクルの推進に関する啓発普及活動
- ②建設副産物のリサイクルに関する講習会の開催
- ③建設副産物のリサイクルに関する出版物の発行
- ④建設副産物のリサイクルの啓発普及に関する情報交換
- ⑤その他広報推進会議の目的を達成するために必要な活動

3. 広報推進会議の活動状況

広報推進会議は，平成4年5月に設立され今年度で19年目の活動を迎えているが，この間の大きな出来事には，循環型社会形成推進基本法が公布，施行され，この法律を基軸として，建設リサイクル法や容器包装リサイクル法等の個別法が公布，施行され，循環型社会形成に向けた枠組みが出来上がったことが挙げられる。また，アスベストの飛散による健康被害が顕在化し，吹き付けアスベストやアスベスト含有建材の使用された建築物の解体工事などで，その取扱いが問題となった。

最近では，社会全体の環境問題に対する関心が大きくなってきた。循環型社会であると同時に低炭素社会形成という課題が掲げられ，環境問題に関する社会情勢は大きく変化するとともに，建設産業を取りまく経営環境も大きく様変わりしている。

ここで，広報推進会議の主要な取り組みについて紹介する。

なお，広報推進会議の事業活動については，会員から派遣された委員で構成される企画運営部会で検討を行い実施している。

（1）建設副産物のリサイクルの推進に関する啓発普及活動

①技術発表会・技術展示会（3R推進月間行事）の開催

再生資源の利用の促進に対する国民の理解を深めるとともに，その実施に関する国民の協力を求めるために平成3年から全省庁合意のもと，10月をリデュース・リユース・リサイクル推進月間とし，広範な普及啓発活動を実施することとなった。

広報推進会議でも，設立当初から毎年10月には，建設リサイクルシンポジウムを全国各地で開催し，建設リサイクル推進の施策説明やパネルディスカッションを実施してきた。平成17年度からは，建設リサイクル技術の展示ブースをシンポジウムの会場に併設して，技術展示会としてシンポジウム来場者に観覧いただいた。さらに19年度からは，シンポジウム形式をやめて，建設リサイクルに携わる研究者や現場管理者など建設リサイクル関係者の技術発表の場として，技術発表会の開催を実施してきた。平成22年度は，10月20日に建設副産物対策四国地方連絡協議会協力のもと，サンポート高松で技術発表会・展示会を開催し，参加者は350名を超え盛大に執り行われた。技術展示のなかで，参加者による優秀展示の投票を実施し，優秀展示の表彰を行った。



写真一 技術発表会聴講状況



写真三 東京メトロ 桜田門掲出状況



写真二 技術展示会状況



写真四 一般公開状況①

② 3R 推進功労者等表彰の推薦

市民の実施する環境活動や建設業だけでなく、産業界のリデュース・リユース・リサイクル（3R）活動の功績に対する表彰制度として、3R 推進功労者等表彰制度がある。この表彰制度の建設分野の推薦案件は全て、当広報推進会議を經由して行われ、毎年 50 件程度の推薦が当事務局に寄せられ、その整理を行っている。平成 22 年度は、国土交通大臣賞 10 件が表彰された。

③ 建設リサイクル広報ポスターの作成

3R 推進月間の 10 月を中心として、建設産業のリサイクルの取組みを一般の方々に広報することを目的として、建設リサイクル広報ポスターの作成を行う。ポスターのキャッチコピーは、会員や一般の方々から公募して、優秀な作品をキャッチコピーとして選定し、そのキャッチコピーにマッチしたポスターデザインのコンペティションを実施して、ポスターが決定される。高速道路のサービスエリアや東京メトロの駅構内、都道府県の建設事務所、建設現場の事務所などに掲出されている。

④ リサイクル（3R）現場一般公開への支援

建設産業のリサイクルの取組みを広く一般の方々へ知ってもらう機会を創出する活動として、公開可能な



写真五 一般公開状況②

建設現場や建設廃棄物処理施設を募り、広報推進会議のホームページに現場紹介の掲載と現場見学の傷害保険の供与を行っている。

(2) 建設副産物のリサイクルに関する講習会の開催

実務に携わる建設技術者が知らなければならない、建設廃棄物の適正処理の解説や建設リサイクル法の解説、リサイクル推進方策の実践方法などについて、経験豊富な講師陣による判り易い講習会を全国各地で開催している。

(3) 建設副産物のリサイクルに関する出版物の発行

①よくわかる建設リサイクルの発行

広報推進会議の設立当初より、実務担当者向けの入門書的な冊子として「よくわかる建設リサイクル～総合的建設副産物対策～」(A4版 約50頁)を発行している。

廃棄物の現状、建設副産物の現状、建設リサイクル推進方策、建設副産物対策の実務上の留意点、さらにリサイクル事例の紹介も掲載し、実務担当者に必要な情報をコンパクトに取りまとめている。



図一 1 よくわかる建設リサイクル

②機関誌「建設リサイクル」の発行

機関誌「建設リサイクル」は、建設リサイクルを取り巻く法制度、技術などの情報提供を目的に、年4回(春号、夏号、秋号、冬号)の企画・編集を行い、発行している。

各号では、時勢に即したテーマについて特集として焦点をあて、発注者や受注者、廃棄物処理業者などの、様々な方面からの寄稿を掲載している。



図一 2 機関誌建設リサイクル

③パンフレットの発行

建設リサイクル法は、平成12年に公布され、平成14年から完全施行となった。広報推進会議では、平成12年度より建設リサイクル法の普及・啓発を目的

としたパンフレットを作成し販売している。平成16年度には、アスベストの飛散による健康被害が大きな問題となった。これを受けて、会員関係者や有識者を集めて委員会を設置した。アスベストやPCBなどの有害物質の取扱いについて、判り易い広報手段の検討を実施して、「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」のパンフレットを作成した。



図一 3 建設リサイクル法のパンフレット



図一 4 有害物質の適正な取扱い啓蒙のパンフレット

(4) 建設副産物のリサイクルの啓発普及に関する情報交換

①広報推進会議ホームページ

広報推進会議のホームページは、平成13年8月に開設し、改善を重ね現在のバージョンとなっている。1ヶ月に2回程度の情報更新作業を実施している。ホームページ内の情報プラザのコーナーでは、建設リサイクル等に関連の深い多数の情報がリンクされた便利なサイトとなっている。現在の年間のアクセス件数は、約4万件である。

②ニュースメールの配信

建設リサイクルや環境施策、環境イベント等に関わる行政の情報、会員からのお知らせなど、最新の情報について、メールアドレスの登録を頂いた会員に、電子メールで2回/月程度の頻度の情報発信をしている。現在のメール配信の登録会員は、1500名を超えている。

③建設リサイクル研究会

建設副産物のリサイクルの推進には、発注者、受注者、建設廃棄物処理業者などの関係者が問題意識を共有し、関係者が協力して課題解決に取り組む事が重要である。しかしながら建設リサイクル推進のための様々な課題は、えてして当事者だけに留まって課題解決の取組みがなされないもの、あるいは関係者が協力することで進展が図られるにもかかわらず、関係者間

建設副産物リサイクル 広報推進会議ホームページ

情報プラザ やさしい建設副産物 一般の方へ Google 検索

HOME What's New 広報推進会議とは? 活動内容 刊行・掲示物 建設副産物の概要 リサイクル事例 関連法律・制度

あなたの街でリサイクル

Recycle Reduce Reuse

What's new

2010/07/30 機関誌「建設リサイクル」2010夏号 Vol. 52 発刊いたしました。NEW

2010/07/20 リサイクル(3R)現場一般公開(旧モデル工事)の募集要項をアップしました。NEW

2010/07/20 平成22年度 総会 議事要旨をアップしました。NEW

2010/05/14 リサイクルポスター キャッチコピー募集のお願い【終了しました】

展示用パネル貸出し受付中

ごどもエコクラブ

ニュースメール登録受付中!

このサイトは、プライバシー保護のため、SSL符号化通信を採用(導入しています) 215201 人目

個人情報の取り扱い | このHPについて | お問い合わせ

事務局：(財団法人)先端建設技術センター

図一5 建設副産物リサイクル広報推進会議 HP

の情報交換を行う機会がない為に課題解決されないものがある。このため、建設副産物の個別の品目や事象に焦点をあて、建設副産物推進のための情報交換を実施することでリサイクル推進の課題を顕在化し、課題解決に向けた検討を実施するために、建設リサイクル研究会を活動として、様々な検討等を進めてきた。平成15年～16年にかけては、建設汚泥や建設発生木材の有効利用の促進に向けた諸課題について検討を実施した。建設発生木材については、再資源化の用途を見据えた分別基準(案)を提案した。

また、平成21年度は、「建設副産物の不適正処理の実態と改善方策について」、今年度は、「建設発生土の有効利用や適正処理を担保、推進するための方策について」関係者からの情報収集を行っている。

4. 広報推進会議の今後の取組み

平成4年5月に広報推進会議が設立されて以降、建設廃棄物のリサイクル率は、格段に向上した。コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊にあっては、98%を超え、今後は、この水準の維持継続が重要となってくる。このように、主要建設資材廃棄物の再資源化率が高い反面、建設廃棄物の不法投棄量、件数は、依然として多く、不法投棄量で88%、件数で73%を占めている(産業廃棄物の不法投棄の状況 H20年度環境省)。

広報推進会議の会員は、北海道から沖縄までの行政

関係者を主体とする地方建設副産物対策連絡協議会と(社)日本建設業団体連合会などをはじめとする在京の建設業団体で、これらの傘下会員は、大手の建設会社や基盤のしっかりとした会社である。建設副産物や廃棄物の処理責任は、発注者と直接に契約した建設業者である。建設廃棄物の不法投棄は、戸建住宅の解体廃棄物などが多く、戸建住宅の解体工事では、小さな業者で実施されることが多く、これらの業者は、分別解体やリサイクルに対する取組みが十分でないところが多いと言われている。建設産業全体のイメージ向上を図るためにも、戸建て住宅の解体工事を実施する小さな業者に対する普及・啓発活動は、極めて重要であり、これらの業者との連携・協力体制の構築を図ることが必要となってくる。また、リサイクルの質の向上や土壌汚染に対する対応、低炭素社会の構築に向けた建設産業の取組み等の環境問題についても、会員や関係者のネットワークの活用をはかり取り組んでゆく事が必要と思われる。

JICMA

【筆者紹介】

新妻 弘章 (にいづま ひろあき)
 (財)先端建設技術センター
 企画部
 上席参事
 建設副産物リサイクル広報推進会議 事務局

